**第１回　大阪府子ども施策審議会 社会的養育体制整備計画策定部会**

**合同（社会的養護WG・子ども家庭支援体制ＷＧ）ワーキング**

**議事録**

日時：平成30年8月30日（木）

午前10時15分 から12時15分まで

場所：大阪府本館１階　第３委員会室

出席委員（五十音順、敬称略）

＜社会的養護ワーキンググループ＞

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　　荒井 恵一

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　　伊山 喜二

大阪府里親会　会長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鷺島　実

大阪大谷大学 人間社会学部　教授　　　　　　　　　　　　　　 農野 寛治

＜子ども家庭支援体制ワーキンググループ＞

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター　共同研究員　　岡本 正子

松原市福祉部子ども未来室　室長　　　　　　　　　　　　　　　田中　修一朗

能勢町健康福祉部福祉課　課長　　　　　　　　　　　　　　　　花﨑　一真

＜事務局＞

定刻になりましたので、ただいまから、社会的養育体制整備計画策定部会　第１回社会的養護ワーキンググループ、子ども家庭支援体制ワーキンググループを合同開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たり、家庭支援課長の前川より一言ご挨拶申し上げます。

＜事務局＞

皆様おはようございます。

第１回社会的養護ワーキンググループ、子ども家庭支援体制ワーキンググループを開会するにあたり一言ご挨拶させていただきます。

本日は、大変御多忙の中、ご出席いただき本当にありがとうございます。平成29年8月に国から新しい社会的養育ビジョンが示されました。ビジョンにおきましては、国と都道府県がそれぞれの役割分担のもとで大きく施策を動かすための改革工程が示されるとともに、都道府県推進計画につきましても、その見直しが求められ、7月6日に、都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示されました。

策定要領におきましては、家庭養育の実現をはじめ、施設の改革、児童相談所と一時保護所の改革や市町村の子ども家庭支援体制構築への支援策など、社会的養育全般の事項を盛り込むこととされており、本日から検討を開始する第3次大阪府社会的養育体制整備計画はこれらの内容も含めた非常に幅広い計画となります。

本計画が大阪府の実態に即した真に実効性のある計画となるためには大阪府はもちろん、市町村や児童福祉施設をはじめ、社会的養育に係る関係機関がそれぞれの立場から意見を出し合い、共通認識を丁寧に形にしていくことが重要です。

つきましては委員の皆様方には大変なご苦労をおかけ致しますが、できる限り多くの忌憚のないご意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

現在の各ワーキンググループに属する委員は、配付しております名簿のとおりでございます。本日は各ワーキングの委員数5名のうち、社会的養護ワーキンググループについては4名、子ども家庭支援体制ワーキンググループについては、3名のご出席をいただいており、各ワーキンググループともに過半数の出席を満たしております。

本日は、両ワーキングともに第1回目の開催となっておりますので、お名前をご紹介させていただきます。

まず、社会的養護のワーキングですが、五十音順に紹介いたします。

大阪府社会福祉協議会母子施設部会部会長　荒井委員

大阪府社会福祉協議会児童施設部会部会長　伊山委員

大阪府里親会会長　鷺島委員

大阪大谷大学人間社会学部教授で、ワーキンググループ長でもあります農野委員

以上の4名の皆様でございます。なお、大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授　伊藤委員は本日ご欠席でございます。続きまして、子ども家庭支援体制ワーキンググループですか、五十音順にご紹介いたします。

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンター共同研究員　岡本委員

松原市福祉部子ども未来室長　田中委員

能勢町健康福祉部福祉課課長　花﨑委員

以上の3名の皆様でございます。

なお、東京通信大学人間福祉学部教授で、ワーキンググループ長でもあります才村委員と大阪弁護士会子どもの権利委員会　弁護士　中村委員は、本日ご欠席でございます。

なお事務局ですが、家庭支援課の育成グループおよび相談支援グループと、子ども家庭センターの職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

大阪府においては、会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし名前は記載いたしません。あらかじめご了解くださいますようよろしくお願いいたします。なお、本日は、円滑な議事録作成のため、ご発言の際にはマイクをご使用くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは以後の議事進行ですが、本日は両ワーキングを代表して、農野ワーキンググループ長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

＜ワーキンググループ長＞

それでは早速次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日議題は4点ございます。終了時間は12時15分を予定いたしておりますので、できるだけ多くのご意見をいただきながら、進めてまいりたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それではまず、議題の一番目ですが、ワーキンググループの運営要綱案について事務局からご説明いただき、委員の先生方にご承認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜事務局＞

大阪府家庭支援課育成グループです。よろしくお願いします。

まず、ワーキンググループ運営要領の案について皆さんにお諮りをしたいと思っております。資料1をご覧いただけますでしょうか。

本日から、社会的養育体制整備検討部会の中の社会的養護ワーキンググループ、それから、子ども家庭支援体制ワーキンググループの二つのワーキンググループを運営していきます。この二つのワーキンググループを運営していく上での決まり事につきまして、この資料1の方に整理をしておりますのでご確認をお願いします。

内容としましては二つの要綱ともに同じ内容になっておりまして、1枚目の社会的養護ワーキンググループの運営要綱の方で説明をしたいと思います。

特にご覧いただきたいところが第三条、ワーキングにつきましては、ワーキングを組織する委員の皆様方と、必要に応じて、適宜、外部の委員を呼べるように専門分野委員で組織するという規定をさせていただいております。ワーキンググループ長について定めております第四条の第二項、グループ長に事故があるときはグループ長があらかじめ指名するワーキング委員がその職務を代理するという形で規定をしております。

第五条ですが、会議につきましては、ワーキング委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない、ワーキンググループの議事につきましては出席委員の過半数で決するという内容を整理しております。第六条が守秘義務、第七条が会議録。裏面にまいりまして第八条ですが、会議につきましては、大阪府の会議の公開に関する指針の趣旨に基づきまして、原則として公開すると、ただし特段の非公開にする理由があれば、その都度グループ長にお諮りをして非公開とすることも可能であるということを整理をしております。今後、この計画を策定していく上で、国の要領の中で子どもの意見を聴取することというふうな規定もございまして、そういった場合に必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。または意見の提出を求めることができるという、そういった整備をしております。

以下、第十条、処分につきましては我々子ども室の家庭支援課で行う、それ以外のものにつきましてはグループ長が定めるという第十一条を定めておりますので、よろしくお願いします。もう一つのワーキンググループにつきましても同じ内容ということにしておりまして、本日、皆さんからご承認をいただきますと要綱が発動するということになります。

＜ワーキンググループ長＞

それではただいまの説明につきまして、ご意見を諮ります。まず、この組織に関して、ワーキング委員プラス必要に応じて専門分野委員で組織するという点について、また、ワーキンググループ長に職務代理を置くということですね。その次に、ワーキングの議事が出席委員の過半数で決すると。また、同数のときは議長の決するところによるということ、

そして会議の公開について原則公開であると。ただし子どもさんをヒアリングする等々で、非公開にする理由が出てくるかもわからないので、その時につきましては、皆さんがたのご意見も聞きながら、グループ長が非公開にすることもありうるという。二つのグループについて、このように運営要綱を作成していただきましたが、これにつきましてまずご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

＜委員＞

細かいですが、ワーキングの件はわかるんですが、計画策定は昨年度から手がけており、まず3月に1回目をやった。それは１回とは数えないということか。今回、1回目のワーキングとなってるんですが。

＜事務局＞

昨年3月にしましたのはこのワーキングを設置する前の、部会の第1回を開催させていただきました。ワーキングという形で開かせていただくのは今回が第1回目ということになります。

＜委員＞

ワーキングはわかるんですけどね。せっかく大阪が先駆けてスタート早く切ってるということで、一度招集されて1回目をされたのでね。しょうもないことですけども、今後ずっと何回開催されたとか出てくるので、部会としては1回、ワーキングの合同で1回ということでこれから数字はカウントされるわけですね。

＜事務局＞

はい。

＜ワーキンググループ長＞

特にご意見ございませんでしたら、運営要綱に沿ってそれぞれのワーキングの運用の方をお願いしたいと思います。また、要綱第四条第二項において、グループ長に事故があるときは、グループ長があらかじめ指名するワーキング委員がその職務職務を代行する旨を規定しております。今回、本規程に基づきまして、社会的養護のワーキンググループにおいては、本日ご欠席ですが、伊藤委員を指名させていただきたいと考えております。また子ども家庭支援体制ワーキンググループにおいては、こちらの方も本日欠席しておられますが、才村ワーキンググループ長より中村委員を同じように指名いただいております。この2名の方に代理をしていただくということにつきまして、ご了解をいただけますでしょうか。

―異議なし―

ありがとうございます。

そうしましたらこの運営要綱に沿って、そして代理については伊藤委員と中村委員にお願いしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2、計画骨子と今後の見直しスケジュールに移りたいと思います。

こちらの方は全体のスケジューリングと今年度の着地点を共有したいと思いますので、事務局の方からご説明をよろしくお願いいたします。

＜事務局＞

それでは皆さんのお手元にあります資料2－1を御覧いただけますでしょうか。

先ほど委員からもご発言がありましたように、この3月から計画の検討についてはスタートをしておりまして、それ以降、国の方から計画の策定に当たりましては、策定要領が示されるということが予定されておりました。本年の5月に厚生労働省の方から一度案が示されたんですけども、それ以降、厚生労働省の中でも議論がありまして、先月7月に、ようやく最終版の策定要領が示されたというところです。

皆さんのお手元の資料2－1につきましては、当時、厚生労働省から出されました策定要領から変更されている箇所について、下線をしております。大きな修正から小さな修正まで全て線を引かせていただいておるんですけども、特に、委員の皆様にご覧いただきたい箇所につきましては、さらにマーカーをしておりますのでそちらをご覧いただけますでしょうか。1ページからですけれども、大きな変更点としましては、計画の策定について2019年度末までに策定をするということで、当初、今年度末2018年度末と言われていた期限が1年間後ろ倒しになったというところが大きな変化になっております。それから今回の計画の策定の位置づけという記載があるんですけども、この部分につきましては児童家庭福祉政策のこれまでの変遷でありますとか、それから児童福祉法の改正、そこから新しい社会的養育ビジョンに触れられた内容が説明されております。特にここでご覧いただきいただきたいのが、2ページになります。2ページの中ほどに下線を引いている箇所があるんですけども、国及び地方公共団体について、家庭における養育環境と同様の環境である里親への委託を進めると、これが家庭養育優先原則ということになっておるんですけども、これらが適当でない場合、できる限り良好な家庭的環境、すなわち、「小規模かつ地域分散化」された施設である児童養護施設等という記載がございます。もともと当初の案では「小規模・地域分散化」ということになっておりまして、大規模な児童養護施設等について、小規模なユニット化をしていく。そこから段階を経て地域に分散していくというそういった取り組みをされているところが多いと思うんですけれど、小規模かつ地域分散化、要は小規模にして同時にそれを地域に出していくというところが最終的な到達点であるというところがお示しされたということになっております。

少しページを進みまして、4ページ、策定要領における基本的な考え方というところが整理されております。こちらにつきましては、社会的養育ビジョンに沿いまして、計画に盛り込むこととされている事項、例えば在宅の支援でありますとか、一時保護であるとか代替養育であるとか、そういったそれぞれの項目についての基本的な考え方というのが国の考え方として整理がされております。

特に皆さんにご覧いただきたいところが5ページですけども、先ほど施設で小規模かつ地域分散化という考え方が示されておったんですけども、例外ということでケアニーズが非常に高い子どもに対しては専門的なケアを行うために心理、それから、医療、そういった専門職の対応が必要な場合に生活体が集合することもありうるとした上で、十分なケアが可能となるようにできるだけ少人数、将来的には4人×4ユニットという形も可能ですと。それにつきまして、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、財源の確保に向けて最大限努力をしていくという考え方が示されております。同じく6ページに行きますと、今度は里親委託の考え方が示されております。こちらにつきましては、国において、おおむね7年以内、3歳未満につきましてはおおむね5年以内に乳幼児の里親委託率を75％以上、おおむね10年以内に学童期の里親委託率を50％以上の実現を目指していきますと、都道府県については地域の実情を踏まえながら、国としてこういう目標を目指していくということを念頭に置きながら、それぞれの数値目標と達成期限を設定していただきたいということが国の方から言われております。そのために、7ページの下の段ですけれども、国としまして、進捗のモニタリング及び評価を行い、その全国の実績を公表するということが言われております。我々が策定します計画につきましても、その指標の達成状況について、国に報告をしながらその公表を受けていくということになります。

8ページの一番上、3としまして、都道府県推進計画の記載事項ということが定められております。こちらにつきましては、これから我々が策定していきます計画について、盛り込まなければいけない事項が記載されております。留意事項を除きますと10項目、国の方から示されておりまして、社会的養育の基本的考え方それから、当事者である子どもの権利擁護の取り組み、各市町村の家庭支援体制の構築に向けた都道府県としての取り組み、各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み、そこから各論に入りまして、里親委託、それから特別養子縁組、先ほど言いました施設の小規模かつ地域分散化、高機能化や機能転換に向けた取り組み、一時保護改革、社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み、それから最後10番目としまして、児童相談所の強化に向けた取り組み。これらの項目について、この計画の中に盛り込んでいくということが求められております。また、これらの10項目につきまして、国の方でどういった点に留意をしながら計画を策定していかなければいけないのかというところが整理されております。

同じく里親それから施設につきまして特にご覧いただきたい事項がありまして、ページで言いますと11ページ。（４）、これが先ほど言いました10項目の中で里親や施設を含めた代替養育を必要とする子どもの見込みを出すことということです。その詳細について示されている箇所ですが、その次の12ページをごらんいただきますと、この代替養育を必要とする子どもの見込み数を出すにあたっての算式が国の方から示されております。この中で、中ほど算式に項目が追加されておりまして、こういった里親委託が必要な子どもの割合を算出する際に、現に里親委託されている子どもとか、一時保護されている子どもでありますとか、施設入所している子どもであるとか、それだけではなく、代替養育の対象になっていない在宅の子どもについて、その潜在的なニーズを把握していくようなことが求められております。それから15ページに里親についての詳細が示されております。先ほど言いました里親委託につきましては2024年度時点、再来年度以降始まる計画なんですけども、それぞれ10年間の計画の5年区切りで見込み数を推計することということになっております。ですので、今から6年後の2024年度時点、それから11年後の2029年度時点でそれぞれにおいて里親ファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計するということが言われております。その下に、こういった高い目標を目指すにあたって、こういった措置につきましては十分なアセスメントの結果によって行われるべきものであって、数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではないといったことがされております。施設につきましては18ページに詳細が示されております。計画策定に当たっての留意点ということで、今後、我々が計画を策定していく中で、現在施設において策定しております計画についても、修正をいただく必要が出てきます。その際に、都道府県においては、こういった施設の高機能化、多機能化等が円滑に進むように検討状況、それから課題について随時ヒアリングを行うこと。それから、大舎から小規模かつ地域分散化していくに当たって、順次、独立させていくというやり方も考えられる、ただそうであっても10年以内に地域分散型機能化、機能転換を図る計画をできるように計画を策定していくという。一番下ですけども、その例外としまして先ほど言いましたように、医療であるとか、心理であるとか、そういった専門的なケアが必要な子どもについては4人×4ユニットというな形を目指していくということが言われております。最後に13ページですけども、児童相談所の機能強化の部分でですね、目黒の事件を受けまして、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議のことが記載されております。こういった見直しの内容について追ってお示しをするのでその内容も踏まえて取り組みを進めることと言われておりましてその詳細につきまして今回の資料の一番最後にですね、児童虐待防止の強化に向けた緊急総合対策のポイントという資料をつけております。今回、計画を策定するに当たりましても、こういった内容について、注意していくと内容について留意していく必要があるということが言われております。策定要領の内容については以上でございます。

続いて資料2の2をご覧いただきたいんですけども、この策定要領を踏まえまして、我々がつくる計画の骨子とスケジュールを整理しております。この計画の骨子についてですが、今回、第三次の計画ということになっておりまして、第二次の計画を踏襲しながら、この計画を第三次にブラッシュアップしていくということになります。計画の骨子につきましては資料にありますように第1章からですね第10章までの構成で考えております。第1章につきましては、計画策定の背景、あるいはこの計画の期間とかそういった計画の概要についての整理、第２章につきましては、今現在の第二次計画の現状と評価、そういったことをさせていただいて、第３章から本格的な計画の中身について入っていきたいというふうに思っております。

第３章につきましては、まずはこの計画の基本理念でありますとか、国が示しております各取組み事項の基本的な方向。第４章におきましては、子どもの権利擁護の取り組み。第５章におきましては市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取り組み、に対しての大阪府としての支援ですね。第６章につきましては各年度、社会的養育の将来ビジョンということで各年度の代替養育を必要としている子どもの見込み数について検討していきたいと思っております。

第７章以降、各論に入りまして、里親それから養子縁組、施設の小規模かつ地域分散化、一時保護、自立支援や児童相談所の強化に向けた取り組み。その横にですね、（１）から（10）まで記載をしておるんですけども、こちらにつきましては先ほど説明しました国の検討項目、中項目がそれぞれどこに該当するかというところをお示しをしております。

裏面をごらんいただきますと、国の検討事項には書かれていないんですけど、我々大阪府としまして、やはり力を入れて記載すべき事項ということで、母子生活支援施設の活用でありますとか、それから障がい児入所施設における、要保護児童の受け入れとか、こういった部分についても計画の方に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

第８章につきましては人材育成ですね、社会的養育を担う分野にまたがる取り組み、それから第９章、第10章におきまして、政令市である大阪市さん、それから堺市さんの計画の概要についても記載をしたいというふうに思っております。

それらについてそれぞれどの回のワーキングで検討するかということを表の右側の方にお示しをしております。本日は、計画の基本理念、それから基本的方向というところでありますとか、それから代替養育を必要としている子どもの見込み数についての検討ということになりますのでこれらはどちらのワーキングにもまたがる内容かということで、本日は合同開催ということにさせていただいております。今後、2回目の社会的養護のワーキングにおきましては、里親それから養子縁組、それから施設。そういった第７章の主な検討事項ですね。家庭支援の方におきましては2回目のワーキングにおきまして、第５章の市町村の取り組み、それから、第７章の6番目にあります児童相談所の強化に向けた取り組み。社会的養護の3回目におきましては、家庭支援のワーキングとあわせまして、子どもの権利擁護の取り組み。それから、社会的養護の方では第7章の5番目に該当します自立支援の取り組みでありますとか、裏面7番の母子生活支援の施設の活用についてというところを検討したいと思っております。家庭支援体制のワーキングの3番目におきましては、権利擁護の取り組みに加えまして、第７章の4番目に該当します一時保護改革に向けた取り組みとこういった部分を検討させていただいて、この資料の裏面の中ほどをごらんいただきたいんですけども、先ほど言いました、計画の策定年度が1年後に倒れたことをもって、今年度末の到達点をどこまでにするのかというところを皆さんの合意を得たいと思っております。

こちらにつきましては先ほど言いました国の項目につきまして、このワーキングにおいて、集中的に審議をしまして、計画に記載すべきポイントを整備していきたいというふうに考えております。

それと並行しまして、今回、各施設においても、それぞれの計画を作り直していただく必要がありますこととか、今回、この取り組みが市町村まで広がっているということを受けまして、施設それから市町村に対するヒアリングを実施していきたいと思っております。

ですので、計画の各項目のポイントを整理していくということと、施設や市町村に対するヒアリングをさせていただいて情報整理していくというところが今年度の到達点かと思っております。

30年度の具体的なスケジュールにつきましては、本日の合同ワーキングを経まして、10月、11月に2回目のワーキング、2月、3月の年度末に向けて3回目のワーキングをさせていただきながら、並行して施設へのヒアリング、それから市町村へのヒアリングをしていきたいと思っております。このヒアリングについては、国の方から当事者である子どもの意見についても聞く必要があるということを言われておりまして、これにつきましては、どのような子どもたち、あるいは社会的養護を経験して大人になった方に対して、どういった聞き方をするのかということも含めて検討していきたいと思っております。ですので、今年度は施設、市町村、当事者である子どもの意見、こういったところを聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

＜ワーキンググループ長＞

ただいま計画の骨子と今後のスケジュールについてご説明いただきましたが、委員の皆さん方から何かご意見やご質問等ございますでしょうか。

まず今年度の到達点ということなんですが、平成32年の末あたりにきちんとした計画を仕上げるに向けて、ポイントの整理あるいは情報収集ですね、計画の基盤作りを、きっちりと今年やっていくというそういうイメージです。これに関しまして、いかがでしょうか。何かご意見は、ございませんか。

また、到達点について、開催時期等も大まかに10月11月と2月3月というふうにご提示いただいたんですが、この枠組みについてもいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。それでは、ご了承いただいたという形で、進めさせていただきたいと思います。

それでは、議題の3番目、第3次大阪府社会的養育体制整備計画の基本的な視点に移らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは事務局さんからご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

それでは、ここから計画の具体的な中身について検討していきたいと思います。

まずは国の検討事項の一番目。都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と、全体像についての整理ということになります。まず策定要領の記載をごらんください。

こちらが先ほど説明しました国の策定要領の項目1を整理したものになっております。

この項目1におきまして、国の方からどのような指示が出ているかと申しますと、まずは平成28年改正児童福祉法の理念、それから新しい社会的養育ビジョンに掲げられております取り組みを通じて、家庭的養育優先原則を徹底していくということ。子どもの最善の利益の実現に向けてこの計画の社会的養育の体制整備の考え方等全体像を策定しなさいということが求められております。策定するに当たりまして、国の方から6点の留意点が示されております。一番目ですけども、この児童福祉法でうたわれております子どもの権利保障、それから、家庭養育優先原則を最優先にしていくっていうこと。あくまで子どもの最善の利益を優先するということこういったことをまず念頭に置くということですね。それから計画の進捗を評価できるように評価指標を設定し、国においては評価指標について進捗のモニタリングおよび評価を行っていくということが言われております。

特にごらんいただきたいのは、市町村における在宅支援サービスでありますとか、一時保護とか里親へのフォスタリング業務であるとか、子どもの自立支援等、国の10項目の内容について計画の基本的考え方を記載しなさいということが言われております。ですので、計画の根底に流れる基本理念に加えて、こういった各項目ごとの基本的な方向性であるとか考え方についてもあらかじめ整理をしておくことということが求められております。それから、計画策定においては先ほど言いました当事者である子どもの参画を得て意見を求めるというようなところも求められております。

項目1につきましてはこれら内容も踏まえながら、この計画についての一番大きな基本理念でありますとか、それから国が言っております10項目、それぞれの柱立てについて、どのような考え方で整理をしていくのかっていう基本的考え方こういった部分について今回整理をしたいということで、お手元の資料の資料3をお示しさせていただいております。

こちらの方をご覧いただきますでしょうか。

資料3の論点1、計画の基本理念についてというところになります。

今回我々が策定します第3次大阪府社会的養育体制整備計画のですね、基本理念という形でこの計画全般を通してのスローガンといいますか、そういったこの計画の一番根本の理念を決めていきたいというふうに考えております。

この資料の一番最後のページをまずごらんいただきたいんですけども、計画の構成としまして先ほどから基本理念とか基本的考え方とか、各ワーキングの中でそれぞれの項目の詳細を検討していくということになっておるんですけども、ちょっとどういう構成になるのかっていうところを共通認識としてご覧いただきたいと思います。一番左側、基本理念といいますのがこの計画全体を投じての通じてのスローガンというふうなことになっております。その下に、国が10項目の考え方を示しておるんですけども、その10項目をわかりやすい形で整理をしてですね、計画の柱に据えたいというふうに考えております。例えば府民に身近な市町村の子ども支援体制の構築という柱。それから、支援を必要としている方についての子ども家庭支援センターの体制強化という柱。その下に自立支援でありますとか、そういった取り組みの柱を据えた上でそれらをどうしていくのかということをさらに細分化して記載をしております。例えば、市町村の子ども家庭支援体制であれば、これを取り組んでいく方向として、市町村の児童家庭相談体制を整備していくということ。それから子育て世代包括センターでありますとか、総合支援拠点でありますとか、そういった体制を整備していくということ。それからそういった体制のもとで提供される在宅支援サービスを充実していくということ。これらの柱をどのようにしていくのかっていうことを整理しておりますのが基本的考え方ということで考えていただければと思います。それではそれぞれの取り組みについて、具体的にどうしていくのか。具体的な取り組みでありますとか、進捗を評価していくための指標、こういった部分につきましてはこれから展開していきますワーキングの中でさらに詰めて検討していきたいと思っております。

ですので、本日はこの計画全体を通じての基本理念、それから、取り組みの柱ですね。それからその柱の下の大きな取り組みの方向性、こういった部分を我々事務局の方から案をお示しさせていただきまして、皆さんの意見をいただいて、より良いものにブラッシュアップしていきたいというふうに思っております。

資料を戻りまして、まず論点1の計画の基本理念でございます。計画の基本理念を考えるに当たりまして、どういった事項を盛り込むのかというところを整理をしております。国の要領にも示されておりますように、改正児童福祉法の中にうたわれている理念、これは全国全て共通の理念になっていくかなと思っておりまして、この項目はやはり必ず盛り込む必要があるかなというふうに思っております。すなわち子どもが権利の主体であるということ、それから子どもの最善の利益を優先していくっていうこと、それから、家庭養育優先原則を尊重するということ。この3点につきましては、児童福祉法の理念でもありまして、我々の計画の中にも盛り込んでいきたいと思っております。さらに、我々、大阪府の計画ということになりますので、やはり大阪府の考え方というところも盛り込んでいきたいなと思っておりまして、それが4点目になっております。

これまで、大阪府におきましては、子どもの権利ノートとか、そういった権利保護の取り組みについて力を入れて進めてきたというところもございまして、こういった取り組みをより一層推進していく。それから今国においては里親がすごく前面に押し出されたような形でお話をされておるのですけども、当然、里親だけではなく、児童福祉施設でありますとか、それから大阪府だけではなくて、市町村の皆様でありますとか、そういった地域の関係機関が力を合わせながら社会全体で取り組んでいくという。それは子どものインケアだけではなく、子どもの自立までも見据えた支援を展開していくということ。こういった考え方を盛り込ませていただいて、我々の基本理念の案を整理をしております。

読み上げますと「全ての主体が子どもの最善の利益を追求していく。あらゆる子どもがこれからも権利の主体として尊重され、施設であっても里親であっても、家庭のぬくもりの中で育ち、自立できる社会を実現。」これを目指していくというのがこの計画の基本的な理念として据えてはどうかということでお示しをさせていただいております。

この基本理念のもとに先ほど言いました、基本的考え方を整理していきたいと思っております。

基本的考え方につきましては先ほど国の言う10項目を元に柱を作っていくということを話したんですけども、大きな柱としまして、国における項目の順番を整理したりとか、内容をまとめることによりまして、6本の柱を今考えております。

一つ目の柱としましては、一番府民に身近なところで、まず市町村の家庭支援体制を構築していくということ。その中で支援を必要とする子ども家庭のためにですね、2番ですけれども、子ども家庭支援センター児童相談所の体制強化を図っていくということ。3番目としまして、一時保護機能の拡充、4番目としまして、里親とか施設とか、そういった代替養育の取り組みをあわせて推進をしていくということ。5番としまして、そういった施設等を退所されていく子どもに対する自立支援を充実していくっていうこと。こういった全般を通じまして、子どもの権利擁護を充実していくということ。こういった6本の柱を我々の計画の方に位置づけたいと思っております。

それぞれの柱ごとの大きな取り組みの方向性ということで例えば、1番におきましては、先ほど言いました市町村の家庭支援体制を構築していく。そのために市町村の児童家庭支援相談体制を整備していくとか、国に言われております子育て世代包括支援センター、あるいは、市町村子ども家庭総合支援拠点、こういった整備に向けた支援をしていくということ。来年度、全市町村が一斉に策定をします子ども子育て支援事業、事業計画につきまして、これに基づく、在宅支援サービスを充実していくということ。そのために具体的にというところにつきましては今後のワーキングの中で整理をしていきたいと思っております。

2本目の柱であります子ども家庭支援センターの体制強化につきましては児童福祉等の職員の計画的な配置でありますとか、設置を希望する中核市に対して円滑に児童相談所が設置されるような支援の提供でありますとか、3番の一時保護機能につきましては法の趣旨を踏まえまして、一人一人の状況に応じたアセスメントの元に適切な一時保護ができるように各機能を強化していくということ。4番につきましては、原則として里親ファミリーホームでの養育を優先していく。そういった体制を整備していくために包括的な里親支援体制の構築、それから委託率の向上に向けた取り組みを推進していくということ。施設ですけども、専門的なケアを必要としている子どもについて、できる限り、家庭的な観点から家庭的な環境を提供していくということ。そのために養護施設でありますとか乳児院の小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化・機能転換に向けた働きかけを進めていくということ。5番目の自立支援の充実につきましては、こちらちょっと国の要領の方では手厚く書かれていない場所でもございまして、大阪府のこれまでの取り組み、それからこれからの取り組みということで子どもを擁護している全期間を通じて社会性を獲得して自立する力を身につけていただくということ。引き続き子どもを受け止め、支えになるような支援を充実していくということ。そうやって社会的養護を経験された方々について、そういった意見を施策に反映していけるような整理の仕方をしていくということ。

子どもの権利擁護につきましては、子どもが自己決定を適切に行う。自らの権利を主体的に行使できるように意見を表明しやすい環境を作り、苦情解決の仕組みを作っていくということ。それから、児童の虐待とかですね、権利侵害が起きないような取り組みを進めていくということ。それから、社会的養護に関する政策を我々が検討していくに当たりまして、当事者である子どもの意見が適切に反映されるような体制を構築していくということ。

こういったことを大きな取り組みの方向性ということで整理させていただいて、具体的な中身について検討していきたいというふうに思っております。

というな形で、計画の基本理念、それから基本的な取り組みの柱とその方向性について、我々事務局の方から案をお示しをさせていただいております。この部分につきまして皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

＜ワーキンググループ長＞

ただいま事務局の方から説明いただきましたが、今日この会議の中でお示しいただいた資料の2－1の8ページ目ですが、都道府県推進計画の記載事項というのが11項目を挙げていただいています。これに対応するように、先ほどの検討スケジュールにおいて、第一章から第十一章まで掲げていただいてる中で、例えば第三章の1計画の基本理念のところに両括弧1という両括弧の数字がちょっと太字のフォントで入れていただいていると思いますけども、これがそれぞれ11項目に対応しているというそういうことでございます。そして、今回、資料の3で示していただいている基本理念の下の柱立てについては6項目掲げていただいておりまして、基本理念につきましてはこの文言を少しこの場でもんでいただきたい。2から3にかけてはアドミッションケアの部分、4についてはインケアの部分、5についてはアフターケア・リービングケアという形になろうかと思います。そして6の子どもの権利擁護の充実、これはおそらく計画のベースというか、基盤になりそうな部分なので、この辺の取り扱いをどうするかというのはちょっと悩ましいころもあると、そういうふうに理解をさせていただきました。

非常によく整理していただいて、方向性をお示ししていただいていると思いますがいかがでしょうか。

まずこの基本理念の案なんですけど、私からちょっと申し上げてよろしいですか。

全ての主体がというものが何を意味しているのか、つまり誰のことなのか大人も含めて全ての人たちがということなんだろうと思いますが、表現としてわかりにくいかなということと、そしてあらゆる子どもが「これからも」ということの意味。もう一点が、「家庭のぬくもりの中で育ち」と書いてあるんですが、家庭のぬくもりの中で育ちという言葉だけとらえますと家庭そのものがぬくもりをもってと、各家庭に何か責任を押し付けてしまいがちではないかという、そういう誤解ですよね。だから、家庭やその地域の大人のぬくもりの中で育ちと書き込むと何か地域福祉計画みたいな話になってしまいますし、ちょっと悩ましいなと思いますが、この3点についてどう考えたら良いのかというのが私の問題意識です。

＜委員＞

ご指摘された3点はもう少しクリアにした方がいいと思いました。ただ、それに代わる言葉が今すぐに出てこないという。

＜事務局＞

「全ての主体」はおっしゃるとおり全ての人たちということであるんですけども、その中でも、とりわけ社会的養育にかかわる方々、大阪府、市町村、里親とか施設とか、地域の関係機関等を示しをさせていただいたんですけども、こういった方々を「全ての主体」というようなイメージで考えておりました。

＜ワーキンググループ長＞

今の時点で、この言葉だけを使って校正しようとすると、まず、あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、そうですね、「これからも」というのは外させていただいて、あらゆる子どもが権利の主体として尊重され、子どもの最善の利益を追求し、家庭と何か云々のぬくもりの中で育ち、自立できる社会の実現。だからあくまでも今回の児童福祉法の改正について子どもが権利の主体であるということが書き込まれましたので、それがまずトップなのかなという気がします。子どもの最善の利益は、何が子どもにとって最善の利益なのかを誰が測るのかということがあり、やはり大人主導で考えてしまいがちだということなので、子どもの最善の利益がトップに来るよりは、子どもが権利の主体っていうものがトップに来る方がいいんだろうというふうに考えました。いかがでしょうか。

＜委員＞

すいません、先日も少し申し上げたことなんですが、あらゆる子どもという表現についてです。この部会は社会的養育体制の整備ということなので、この整備の対象となっている子どもや家庭というのはある程度我々の中では共有されていると思うんですけれども、「あらゆる」と言ったときには市町村も入るので、例えば予防の観点からの用語で考えたとこに一次予防という考え方がございますが、一次予防の人たちもこの中に含まれてくるのか、みたいな部分が曖昧。ただ、この部会は福祉領域がメインで作業をしているので、こういうことを考えたときに、少しそこがわかるような、「社会的養育体制の整備に当たっては」とか、何かの文言が入るともう少しクリアになるかもしれないと思いました。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。社会的養護の枠を一定の枠組みの中でとらえる必要があるだろうというときに、あらゆるという子どもがどこまで広がっていくのかという、そういうご指摘だったと思います。

今回大阪府さんの計画では障がいを持つ子どもさんたちも視野に入ってくるということですので、そういう意味でもあらゆる子どもというのは、私の中では腑に落ちたんです。特に市町村の取り組みの中では要支援児童であるとか、特定妊婦さんであるとかをしっかりと支えていかなければならないということがあるので、そういったところを「あらゆる子ども」が表現できているかどうかということですね。これを読んで説明を聞いてない人たちがイメージを共有できるかという点だけです。ここでは当然共有できているのですが、いろんな人が読まれたときにどうなのかということ。ただ、社会的養育の計画ということでスタートしてるので問題はないようにも思いますが。

都道府県そして市町村でも、社会的養育とその体制作りが今後行われている中で、例えば子どもに関しては、ネットワークなんかも作られていく中で、今回のビジョンに基づく計画と体制が今後どのようになっていくのかというイメージを持つと、子どもの権利というものをベースにして、それが基本的なものになっていってほしいなという気もします。

市町村の子ども計画であるとか、次世代育成あるいは子どもの虐待防止のネットワークですね、そんなものが包括的に総合的に市町村の中で展開されることを考えていくと全ての子どもたちというのは将来的にはやっぱり広がっていく可能性があると思うわけですね

＜委員＞

すいません市町村っていうふうなことになってますのでちょっと僕が感じているところなんですけども、この柱立ての一番目のところが市町村の子ども家庭支援体制の構築という中で、今、国の言われているのが、まず一つは子育て世代包括支援センターであるんだと。言うてみたら、包括するような形で子ども家庭総合支援拠点を整備していくということが、ここをどうするんだっていうふうな議論にはなってきてます。当然、当市においても、考慮していくに当たってどういうふうな体制でやっていくんだっていうふうながことが非常に叫ばれてるところではあります。僕が感じているのは、社会的養育を必要とするお子さんだけではなくって、全てのお子さんにまずそういうふうな包括支援センターがあってっていうところからの入り口。そこからもう関わっていただかないと、この先ちょっとしんどくなってくるなと。ですので、全ての子どもっていうふうな打ち出し方の方が、全ての保護者の方がそういうふうな目線で見るのかなと。この大阪府の計画が市町村の方に降りてくるようになると、ここが大事なんだよっていうふうな地域レベルのところにもきっちりと示せるかなというふうに感じますので、逆にお願いっていいますか、お願いに近い形で、社会養護が必要な子どもさんだけじゃないですよっていうメッセージも込めて、「全ての子ども」っていうふうな形でお示しいただけた方が市町村の足並みも揃っていくのかなって感じます。

＜ワーキンググループ長＞

拠点作りとおっしゃっていただいたんですけども、今後、児童養護施設を中心とした施設がどんどんと地域に分散化していかなければならないようになってきている中で、もうすでにいくつかの施設をユニット化しておられますよね。そういうユニット化された施設が今後10年間の間にどんどんと小規模化かつ地域分散化を図っていかなければならないわけです。ということは、今後ユニット化されて新しく建てられた施設をどう活用するのかということを真剣に考える必要があると思います。今回、事務局に事前に先生方のご意見を聞いていただいた中で、ある委員の方が同じようなことをおっしゃっておられたと思いますが、今後の施設のあり方ですよね。それを施設ということ範疇で考えるのではなく、センター事業として考えるというふうなことをおっしゃっておられた委員の方がおられたと思います。地域の拠点センターという見方でするとですね、多分必要になってくるのはワンストップ化された相談窓口、そして情報収集、情報発信や啓発、そういう機能がセンターには必要だろうと。その次にアウトリーチですよね。いろんなところにホームヘルプに行くとか、あるいはショートステイをするとか、あるいは、施設が持っている専門的な機能を提供する待ち受けサービスですね。そしてその中に生活できるサービスを考えると。だから単に施設っていうものではなくて総合的なそのサービス提供のセンター構想の中で施設をどのように位置づけるかということを将来的に考えていかなければならないんだろうなと思います。

もっとさらに言うと、児童養護施設もいつか児童養護施設ではなくなるかもわからない。それこそお年寄りの方もお預かりするし、障がいを持っている方のそういう作業所的な機能も発揮するという形で、施設の資源も、今後どのように活用するかということについて、何か広がってくるようなそんな気がしています。そういうことを考えると、やはりあらゆる子どもをターゲットにしておいた方がいいと思うのですが。

＜委員＞

聞いていて一つのイメージが湧くことがあります。それぞれいろんなニーズがあると思うんですよね。もうそれもいろんな領域にわたってのニーズですよね。いろんな領域にわたってのニーズをワンストップみたいな、フロントドアみたいなところで、まずは市町村で受けてそれから、ニーズの中身によって整理していって次にどうつないでいってというような体制構築っていうものを目指すのがやはり一番妥当だとは考えます。そういう考え方の中に、今ここで議論している、例えば施設ですとか、あるいは児童相談所ですとか、そういうとこの一定程度の役割分担は今でもできていると思うんですけれども、そこをどういうふうに見込んで、一つの国、都道府県、市町村がどのような流れを作っていくのかっていうようなものの想定の中に、ここで出てきた国から出てきているようなテーマがございますが、そのテーマを、そういう視野の中にどう位置づけて整理していくのかって、いうこういうことのように思いました。

＜委員＞

全然ちょっと話が違うのかもわかりませんけれども、今、老人に関しては、地域包括支援センターいうのがあって、老人中心にしてその家庭におられる家庭の方々も全て相談にのる事業として支援していくということをやっているんですけれども、それはお年寄りということが一番の切り口になっているんです。

今回の構造は、子ども家庭支援体制ということも含めてですね、やっぱり子どもだけじゃなくて、地域包括は中学校区にあるんで、そういう形で子どもさんも含めた形でやるっていうのが一番ベストになってこないかなと思う。家庭問題を全て高齢も含めた形で、相談で一本化ワンストップでいけると、もしかしたらそこには生活困窮の問題もあってくるから、そういう課題も含めた、窓口も必要になってくるんじゃないかなと。もう一つは、そういうところは高齢の世界でもやってるんですけども、例えばそこにその施設のノウハウを使ってもらえるような委託をしていただくとかですね。今、児童の世界でも一部されてると思うんですけども、そういうのを入れていった本当の地域で実践できるような体制作りができるんじゃないかなと。これは、この後の詳細のところでされると思うんですけどもそういう考え方もあってもいいのかなと思ってますし、あと予防的な意味で、施設が持ってるノウハウは地域に出していくとですね、地域の相談にも乗れますけれども、地域作りをしていける一つのきっかけにもなるんじゃないかなって僕は思っています。

だから、いろんな形で今子育てに関する教育も問題になってますけども、施設自体が地域に一定そういう子どもさんたちが陥る課題も含めて、家庭の問題も含めて、解決できるようなノウハウは持ってますので、そういうのも家庭支援体制の中の中で含めていただいたらよりよい形になってくるんじゃないかなと思いました。

＜委員＞

前段で、基本理念を考える中で、施設の役割がこれからこういうふうに変わっていくとかいうようなことは今後の議論だと思うんですが、この基本理念にどれだけ組み込むかというような文言整理とか、そういうことはちょっと難しい部分なんですが、国はやたらと子どもの権利、もちろん、子どもの最善の利益であったり、家庭養育優先原則、ここに至るまで、もう施設と何度となく議員さんを含めて、20回ほどのヒアリングをやったり、中央ではやってるけども、とにかく、権利擁護や子どもの最善の利益の最優先というのはもう決まったことで、これがやっぱり一番の頭に持って行ってですよ。それをベースでこれからいろんなことを考えようというようなことにあるのでね。本当は、私は連携であったり、大阪の独特の施設、里親、地域、比較的やっぱり全国的にね、進んでると思いますのでね。それが一番、大阪の、何ていうのかな売りでもあるので、その辺をどこか基本理念には入らないかもわからないですが考えていただきたい。これからのあり方は、私は施設の代表として、やっぱり施設自身も変わっていかなければならない。まさしく国が言うてる多機能化、フォスタリングを含めて、そういう機能を担わなければならない。これは、いろんな形で行政とも相談していくけども、これからやと思いますので、課題がいっぱいありまして、言うならば4年前に二次計画を作ったばっかりでまだ半ばの状態でこの全面見直しというのが出てきたので、もう本当、混乱というのは事実なんです。形のことばっかり言うてるとかそんな意味とかそうじゃなくて、本当に子どもの優先原則を考える中で、いろんな面でこれから課題が山積しております。その中で、基本理念を考える中で里親優先もよくわかるんやけども、まだまだ親子の法的整備がまだしっかりとできてないんだと。その辺の基本理念の文言整理はやっぱり学者の先生にちょっとアドバイスをいただいて、その辺は大切なことでもあるので、何かそういうことですみません。

＜ワーキンググループ長＞

はい。ご信頼いただきましてありがとうございます。これどうしましょうかね。

＜事務局＞

たくさんのご意見いただきましてどうもありがとうございます。この計画の基本理念っていう部分は、まさに我々がこれから作ろうとしている計画の一番根幹の部分でもありますので、拙速に決めるというよりも、時間をかけて検討した方がいいのかなと思ってます。

今日、皆さんからたくさんのご意見いただいたんですけども、内容を大きくまとめるとポイントは4点かなと思っておりまして、一つは子どもが権利の主体であるっていうことがやはり一つ目に来るべきであろう。それからですね、こういった社会的養育の分野に入って来る対象の子どもたちがどういうところなのかというところがわかりやすくなってくるように、ただ、一方でこれからいろんな地域の取り組みが福祉の分野で非常に重要になってくるかなと、市町村でありましたりとか地域の拠点であったりとか、そういった方々にもやっぱこれから10年先に向けて役割が変わっていく中で何かメッセージになるような、そういったことも包含した内容にしていくべきであるっていうこと。それから「全ての主体」っていう主体が一体どういう人たちを指しているのかっていうところが明確になるようにっていうところとか、家庭というところに、あまり押しつけがましくならないように配慮していく必要があるとか、そういったところが今回いただいたポイントかなと思っております。

いま少しお話を聞きながら考えておりましたのが、ちょっと申し上げますと、まず一つ目に子どもが権利の主体であるっていうところを前に持ってきまして、あらゆる子どもが権利の主体として尊重されるっていう文言。それから、全ての主体って書いておりますところが社会的養育に関わる全ての主体が子どもの最善の利益を追求する。家庭のぬくもりというところは、児童福祉法にもあります「できる限り良好な家庭的環境」という言葉に置き換えてみる。こういった方向で整理をしてはどうかなと思っておるんですけれども、とは言いながら、てにをはの修正であったりとか、言い回しだったりとか、そういったところをワーキンググループ長の方と相談させていただきながら、詰めさせていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

＜ワーキンググループ長＞

よろしいでしょうか。

この基本理念の文言で「子どもの最善の利益を追求」とありますけども、これは場合によったら、「追求」はまだ甘いと。「確保する」と。その辺は、また少し念頭においていただけたらと思います。限られた時間の中で、本当にいろいろご意見いただきましてありがとうございます。きょうはもう一点議題が残っておりまして各年度の代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、これも早いうちから考えておかなければならないと思いますので、今日の議案に入っております。これにつきましてご意見お伺いしていくという方向に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは事務局さんからご説明をお願いいたします。

＜事務局＞

事務局でございます。それでは議題の4。代替養育を必要とする子どもの見込み数についての説明をしたいと思います。こちらはですね、国の検討事項の4番目に該当するところになっておりまして、国の方から見込み数を見込んでいくに当たっての算式でありますとか、検討するに当たって有用と思われるデータの方がこの要領の中で示されております。

この要領で示されております内容を端的に、ではどういうふうに整理をしていけばいいのかっていうことを整理しておりますのが、資料4の1枚目になってございます。大きく4段階の手順を経て、代替養育を必要とする子どもの見込み数を見込んでいけということを国から言われておりまして、まず一つ目、資料の1枚目ですけども、まず子どもの人口について推計をしていきなさいと。その中で二つ目ですけども、里親であれ施設であれ、代替養育を必要とする子ども数の見込みを推計していきなさい。その中で潜在的なニーズというところについても含めて見直していきなさいと。3番目がですね、そうやって見込みました代替養育を必要とする子どもの数、これを里親を必要とする子どもの数と、それから4番目ですけども、施設を必要とする子どもの数、これに分けて推計を出しなさいということが言われております。今日ですね、このワーキングをもって１番から４番まで全てを整理しきるというところは時間的にも不可能かなと思っておりまして、本日はまずこの１番、子どもの人口推計とそれから２番、代替養育が必要となる子どもの見込みの推計。ここまでを進めていきたいというふうに思っております。

とりわけ２番の代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するに当たっては、国の方から算出にあたって有用と思われるデータがお示しされております。特に、最初のところをごらんいただきたいんですけども、国から示されている算式におきましては、今現在、入所されている、里親委託されている子どもの数が子どもの人口全体のどれくらいを占めるのか。この割合を元に計算をしてきなさい、推計を出していきなさいということが言われております。これに従って推計を出していきますと、今、日本全体の人口は人口減少社会と言われておりまして、これからどんどん人口は減少していくという流れになっております。ですので、このデータだけをもって推計を出しますと、代替養育を必要とする子どもの数もおのずと減っていくというような形になってしまいます。国においてもそういうことはなかろうということで、潜在的需要をデータの中に反映していって、減少していく推計を上方修正するというようなことが求められております。例えばBにありますように、新規入所措置の子どもの数でありますとか、それからCにあります児童相談所の対応件数でありますとか、一時保護の件数、市町村の要対協の方で管理しているケースとか、こういったところ、潜在的なニーズということで、それを加味することによって上方修正していきなさいということが国から求められてるというところになっております。一方でですね、大阪府の第二次の計画を作ったときに、今後15年間の推計というのを出しております。この推計を出したときは、国のこういうデータのお示しもなかったことで、大阪府の児童人口の実績と、それから実際に保護した代替養育を必要とした子どもの実績、この二つが、それぞれの変化にお互いにどれだけ影響しあってるかっていうことを、回帰分析の手法を使って明らかにした上で、その数字をもとに将来推計というのを計算したというところになっております。

今回この推計するに当たりまして、当時の15年間の推計が、実際、蓋を開けてみてどうであったかというところをまず検証するというところが重要かなと考えておりまして、資料1枚めくっていただきますと、第2次計画を策定したときにの見込みに対して実績がどうであったかというところを整理をしております。この資料の中段、平成26年度から29年度までの児童人口と要保護児童数の推計に対する実績を整理してる箇所がございますのでこちらの方をごらんいただきたいと思います。当時、平成26年から平成41年までの推計を出しておるんですけども、現在、平成26、27、28、29年度の4年間の推計に対する実績が出ております。これでご覧いただきますと、児童人口の将来推計につきましては、平成26年度がだいたい89万6000人だったところが、実績として89万1000人にほぼ99％近い適合率で推移してきているというところになっております。一方で、要保護児童数につきましては、当時、1750名程度と見ておりました将来推計の実績が、今1650程度。おおむね100名程度誤差が生じてはおるんですけども、当時推計しておりました要保護児童数が減少するとか増えていくということではなく、おおむね横ばいであろうという推計を出しておるんですけども、実績を見る限り、横ばいであるという推計は間違っていなかったのかなというふうな適合率になっております。これはどういうことかといいますと、やっぱり人口はこれから減っていくというトレンドがある中で、国が言っておられるようにいろんな潜在的なニーズっていうのが、掘り起こしが進むことによってそれらが表出化してきてます。そうすることで人口が減っていく中で減少していくであろうと思われていたトレンドが、おおむね横ばいになっている。そういった推計が今100名程度の誤差で推移してきているというのが現状かなというふうに思っております。

であるならば、今回、計画を更新するに当たりまして、当時のほぼ横ばいであるという考え方っていうところについては踏襲しても大丈夫かなというふうに思っておりまして、今回、第三次の計画にリニューアルするに当たりましても、同じように、児童人口と要保護児童数の回帰分析によって推計してはどうかというふうに考えております。まずはですね、手順の位置にあります児童人口の将来推計というのを出す必要があります。こちらにつきましては、全国の児童人口の実績、それから大阪府の児童人口の実績、これらがそれぞれどうお互いにどういった影響を及ぼし合うのかというところを回帰分析をした上で推計値を出しております。これをもとに推計しますと、平成30年から平成41年までの間、向こう10年間の推計が出てきます。平成29年度の最新の実績が84万8892というのが大阪府の児童人口になっておるんですけどもそこから少しずつ減少していく、後になればなるほど減少幅は大きくなっていくんですけども、人口は減少していくというトレンドになっております。今回難しいのが、国の方から乳幼児期それから通学前、通学後の年齢区分を分けた上で人口を示すということが言われておりまして、こうやって推計した人口の割合を、国勢調査の結果を中心に数値を割り戻しまして、各歳ごとの実績推計ということで整理をさせていただいております。この大阪府の児童人口の将来推計をもとに、今度は代替養育を必要とする子どもの見込み数を算出をしております。こちらにつきましては大阪府の児童人口、それから大阪府の要保護児童数、これまでの実績を回帰分析しまして、係数を出した上で、先ほどの大阪府の将来推計人口に掛け合わせて見込み数を算出をしております。これで算出をしますと30年以降ですね1670人から始まりまして、ほぼほぼ横ばいの推計値ということで出てきます。この出てきます1670という数字が、先ほど言ってました100程度の誤差を解消した上でのほぼほぼ横ばいというような形での推計値というところになっております。

今日、この推計値について皆さんご了解をいただけましたら、この後の手順ですけども、この中で里親委託率、大阪府としてどれくらいを目指していくのか、その結果、どれ位の里親を確保していかなければいけないのか、それから施設につきましてもどれぐらいの枠を必要としている子どもが出てくるのか。そういったところの分析に進んでいきたいというふうに思っております。一応、最後のページに国が言うておりますこういうデータを活用してはどうかという数字を、実際、大阪府の方で算出をしますとどうなるかというデータをお示ししております。この中で、潜在的な需要の算出に有用と考えられるデータとあるんですけども、こういった要素が加味された上で、結局人口が減っていくんですけどもそれで代替養育を必要とする子どもの数が減少していくということはなく、ほぼほぼ横ばいというような形になっていくのかなというふうに評価をしております。私の方からは以上になります。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見をいただきたいと思います。委員の先生方に何かございますでしょうか。

＜委員＞

第二次のときも説明を受けて今のところ横ばいやということだけども、これから地域が果たす役割がもう非常に大きくなってきてもちろん、児童相談所も非常にね、俗に言う掘り起こしが進んで、子どもにとっては当然最善の利益のために、地域と施設等、いろいろと連携しあって、この絵が横ばいで本当に行くのかなと。いやもうこれが進めば進むほどですよ。その辺がね、ちょっと読めないなというただ単純に数字だけじゃなくてね。大阪やったら、今以上にいろんな努力をされるでしょうし、大阪は全国で進んでいると思いますのでね、それがやればやる程にね、どんどんと里親さんもやってるけど、全国で18％に行ったんかな、里親委託。そういう掘り起こしをするものでもないんやけども、子どものことを考えたらやっぱり手を差し伸べて救ってやるというのも必要やし。若干疑問なんですけどね、これから先の伸びというか、その辺どない考えております。

＜事務局＞

計画を作って、第一次からほぼ10年が過ぎてきたわけですけれども、その中で、委員が言われるように、市町村の現場においては、要対協で管理する児童の数も増えてきてますし、逆にもっとこう、地域の中でしんどい家庭というものも今後増えていく可能性はあるかなというふうに思ってるんですけども、その方々の子どもさんを保護するラインというか、そのあたりをどう動かすのかによって変わってくるのかなと。子どもさんを保護するときに保護することが最善の利益なのか、その過程を支援してその過程の中で支援を継続させることが最善の利益なのかっていうところの判断が出てくるかなと。ただ単純にその要対協の子どもの数が増えている、いわゆる虐待通告件数がふえているという形の中で、その増加とともに社会的養護の数が単純に増えるものでもないかなと思ってるので、そういう意味では人口減少社会において単純に落とすんではなくって、こういうほぼ横ばいの中で、この10年経過をしてくれることを考えれば、ほぼ横ばいにすることによって掘り起こしの部分も含めることができるんではないかなというふうに今のところは考えております。このあたりは市町村の先生方の御意見等も含めて考えていかなければならないかなと思います。

＜委員＞

体制整備がされてないので、子どもの行きどころがないというのが一番不孝だと思うので。今の現状で見てても、里親さんもなかなかね。大きな施設だってもう一時保護を含めて一杯の状態やし、それがどれだけ整備を含めての話って、リンクしてるんでしょうけども。

＜委員＞

今の見込みの件なんですけど、私ども小さい町ですので、私の課では児童福祉と障がい福祉と高齢を全て扱っておりまして、昨年度から一部の子ども達ですけども、全戸訪問アウトリーチ型で取り組みもさせていただいてるというところと、そこでいろんな課題がある家庭とかですねご相談を受ける中でというところ。要対協の実際に上がってくる件数等の状況もずっと見てますと、決して増えてるっていうか、実数としては増えてはいないというかですね、入り繰りがありますので、全体的にはもう子どもも毎年出生が40を切っているような町ですので。そもそもが減ってるというところでありますけれども、横ばいというのは、なるほどそうかなあというところです。

事務局もおっしゃられたように、その受け皿となる資源はございませんので、里親にしても今一件ある程度、あるかないかというところでありますから、そんなとこも含めて我々としては、いわゆる地域の居場所作りというところで、子どものみならず高齢の地域包括ケアもありますし、障がい者の地域での生活というところの基盤整備の話もありますし、子どもの居場所というところで、これも全世代型で取り組んでいこうというところでいます。この数字の見込みについては、先ほど申し上げたように全てが施設整備等、あるいは里親というところに繋がるもんでもなく、既設の居場所作りがしっかりできればいいのかなと。それには住民さんの理解もしっかり得ていくような進め方を我々もさせていただかないといけないのかなというところで今取り組みをさせていただいているというところで、この見込みについては横ばいあるいは若干ふえるかもわかりませんけれどもそういったところ見込みが適当なんじゃないかなというように感じているというところです。

＜委員＞

見込みというふうな形でとると、僕も横ばいなのかなと思ってます。なかなか一時保護なり里親さんにっていうふうなケースって、ハードルが高いもんだと思ってます。このハードルを今後、下げるのかっていうふうなところで、もし下げていくような形であれば、増えていくのかな。市町村もそうなんですけども、考え方としてはできるだけ保護者の元に返すんだっていうふうな形で、保護者のかたへのアプローチをどんどんしていっているところですので、逆にハードルを下げてっていうふうになると、地域の市町村とかアプローチの質が下がっていかないかなっていう懸念も若干あります。ですので、下げるか下げないかというところは、議論がないと将来的な数には反映しにくいかなというふうには感じます。

＜ワーキンググループ長＞

ありがとうございます。大阪府全域での推計を出すわけなんですけれども、地理的に考えて、例えば北摂とかそういう大きな括りでもいいですし、あるいはそれぞれの市町村単位でもいいですけども。もし私が市町村の担当者だったら、自分たちの市町村の中にどのぐらいのニーズがあって、それにどう対応していかなければならないか、どんな資源があるのか、うちにはないなら、どこか近隣と協働しながらっていうふうな形で。もしかしたら市町村ベースから見ると、うちのニーズはどのぐらいに推計されるのかって、ものすごく大事な数値かもしれないなと思いました。それがあって初めて近隣の自治体が共有できて、どういう連携が図れるかっていうね、そういうものが見えてくるような気がしたのですが。大阪府の計画なので、そこまで細かいことを書き込むのもかえって市町村に対して何か押しつけてるみたいに写ると困るので、その辺は市町村とのやりとりの中で、そんなことも都道府県としては考えておく必要があるのかなと、それくらいの感想だと思ってください。

数値に関してはまだ今後、各ワーキングでもお話をしていただくことになろうかと思います。さらに、いろんなデータから具体的に落とし込んだものをお示しいただけるんだろうと思うんですけれど。例えば、これから二つのワーキングでそれぞれ議題に出していただき審議し、そのいろんな意見を共有する場というのが今度はまたどこかでございますね。

＜事務局＞

各ワーキングで検討いただきまして、そうした議事録は整理させていただきまして各部会の委員の方に共有させていただきたいと思っております。

＜委員＞

中央に出て、都道府県に提出する骨子案の中でも、本当に疑問に思ってるのは、やっぱりそれぞれの都道府県を代表して厚労省とやりとりの中で、やっぱり地域格差があるのでそれぞれに見合った、というようなことを言うと、厚労省は理解してるんですよ。厚労省はね。でも、ある学者はそういう格差があったら子どもに不平等、子どもは平等やと、小さな市であろうが大きな大都市であろうが変わったらだめなんやというような論法でね、もう皆平等、同じやというようなね。これにはもう言い返すべくことがなかなかいい言葉が見つからないんで。現場が、疑問を持つ学者に対抗するすべがなくて、非常にカリカリ感ばっかりで、その辺の後で数字目標とかね、いろいろと議論になってるんやけども。それが、今回遅れた理由の一つでもあるしね、今おかげで１年間の猶予で、この計画が作れるのはいいんです。こんなん簡単に1年でできなかったけれども、その辺、1年延びたので、私は大阪らしい計画をね、出していただけたらなと。目指すべきところはね、皆さんのご理解と一緒だと思いますのでどうぞよろしく。

＜ワーキンググループ長＞

先ほど委員からもご指摘がありましたけれども、教育ってやっぱりものすごく大事だと思っています。特に、小学校をプラットフォームにするという子どもの貧困対策の考え方が正解だと思っています。基本的には義務教育ですから、全ての子どもが小学校に集うはずです。就学前の子どもさんたちは、いろんなところで育ってます。在宅か、あるいは従来の幼稚園や保育所だけではない選択肢がどんどん増えてきてますので、認可外も含めてですね。そういった子どもたちが一堂に会するのがやはり小学校なので、小学校1年生から地域のプラットフォームとして、あるいは就学前の子どもたちへのアプローチも含めて、子どもの貧困対策が考えている小学校をプラットフォームにというのは大正解だと思っています。だから今回のこの案もぜひそういう教育セクションにも、響くような、そういうものであって欲しいと願っています。

それと同時に、国の方が子どもの意見表明権を保障する仕組みを考えてるようですが、自分も施設で働いてましたからよくわかるのですが、施設というのは、いろんな意味で管理が生じる。それは子どもさんの躾、そういう教育的な管理、そして特に障がいを持つ子どもさんたちには、もう本当に命にかかわる問題なんですが、医学的な管理、そしてよその子どもさんをお預かりするという措置に始まる。あるいは人手が足らないという制度的な管理の三つの管理は避けられないと思うんですね。その対抗措置としての子どもの権利の主体というのがありますから、具体的には、子どもが意見を形成し表明する権利と、そして自己決定権です。それをどのようにそれぞれの子どもさんたちの育つ場で、きっちり守れるのかということを考えていかなければならないと思います。そうなってくると、学校もまさしく教育の場ですので、子どもの権利を守る取組みを国の方で議論して、アドボカシ―の取り組みは、11項目の中でだんだん上に上がってきたようですが、重要な課題だと思っています。それをどこまでここで書き込めるかと思うのですけれども。

残り時間もあまりなくなってきましたが、推計に関しては、今日はその手順をお示しいただいたわけですが、この手順に異議がございませんでしたら、これに基づいて事務局さんの方で進めていただいて、それぞれのワーキングでお示しいただき、議論するという形になりますが、まず、手順等についてこれよろしいでしょうか。はい。それでは事務局さんよろしくお願いします。あと少しだけ時間ございますが、何か委員の先生方、おっしゃりたいことがあればぜひ何かご意見を。

＜委員＞

今回の案が教育分野にどう響くのかということは私の頭の中にあります。全ての子どもを対象と考えたら、教育分野も視野に入れて子どもが育つ場を考える必要があると思います。学校のプラットホーム機能というのは、以前から一定あると思っています。例えば、こういうことが言われる前から、校長先生や管理職の先生は、土日は地域の集まりに出ていって、いかに地域で子どもを育てるかという活動を非常に丹念にやってきてるように思うんですね。ところが、最近、教育の中で、子どものウェルフェアとか言われる領域が少し置き去りにされてきているんではないかという懸念が、教育関係者の中にあるように思います。そういう流れを見ていると、教育の中にも、アカデミックな部分のみではなく、子どもの権利擁護・ウエルフェアを重要視する理念が強くなる必要があると思っています。

それで先ほど委員長がおっしゃったその教育の方にも響く文言というのは非常に重要かなって思っています。

＜ワーキンググループ長＞

計画のリービングケアやアフターケアにかかるようなところ、子どもさんの力をつけるというような辺りに関わってくるのかなという、そういう気がしました。

ほぼ時間になりましたのでこの辺で事務局にお返ししたいと思いますが、ただ今いただきました様々な意見につきまして、事務局さんの方でご検討いただきたいと思います。特に理念に関して、また詰めていただき、やりとりしながら委員の先生がたにお返ししたいと思います。それでは、ここで時間も参りましたので、議論をこれまでという形で終わらせていただいてよろしいでしょうか。

はい。そしたらこれは事務局さんにお返しします。ありがとうございます。

＜事務局＞

以上で社会的養育体制整備計画策定部会、第1回社会的養護ワーキンググループ・子ども家庭支援体制ワーキンググループを閉会いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。

（終了）